

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成23年の給与勧告のポイント>

○月例給は引下げ、ボーナスは改定なし ～ 平均年間給与は△1.6万円（△0.26%）

- ① 民間の給与との較差（△977円、△0.26%）を解消するため、月例給の引下げ
 - ・ 給料月額引下げ
 - ・ 自宅（持ち家）に係る住居手当の引下げ
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は民間と概ね均衡しているため、改定なし（現行3.95月分）

月例給の引下げは3年連続、ボーナスの据え置きは5年ぶり。

ア 民間給与と本県職員給与との比較

平成23年6月から8月にかけて、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所232から抽出した118事業所について、同年4月分の給与等の調査を行いました。（職種別民間給与実態調査）

(7) 月例給

役職、学歴、年齢等の条件が同等と認められる民間従業員と職員の平成23年4月分の給与を比較

民間の給与（A）	職員の給与（B）		較差（A－B）
375,219円	減額措置後	374,872円	347円（0.09%）
	減額措置前	376,196円	△977円（△0.26%）

※減額措置後…給与条例の特例措置（管理職員の給料2%減額）により実際に支払われた額
減額措置前…給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額

(イ) 特別給（ボーナス）

平成22年8月から平成23年7月までの1年間に民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.97月分	3.95月分	△0.02月分

イ 平成23年の給与改定の内容

本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断しました。

※職員の給与を検討するに当たっては、厳しい財政状況によりとられている給与の減額措置が時限的なものであることを考慮し、減額前の職員の給与を基本にしました。

(7) 月例給

民間の給与との較差（△977円、△0.26%）を解消するため、月例給を引下げ

a 給料表

(a) 行政職給料表

- 人事院勧告による国の行政職俸給表（一）に準じて改定
50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（行政職給料表の平均改定率△0.3%）
- 給与構造の見直しによる給料表の引下げ改定に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、上記の引下げ改定に見合う調整を行った引下げ

(b) その他の給料表

行政職給料表の改定内容に準じて改定（医療職給料表(1)等を除く。）

b 住居手当

自宅（持ち家）に係る住居手当について、支給月額を引下げ（3,400円→3,200円）

（単身赴任者の自宅（持ち家）に係る住居手当についても、支給月額を引下げ（1,700円→1,600円））

- 上記の改定を行った場合の平均給与（行政職）

平均給与（現行）	改定額	平均給与（改定後）
376,196円	△980円	375,216円

参考（行政職）

職員数 3,807人
平均年齢 42.7歳
平均勤続年数 19.1年

改定額（△980円）の内訳

給料	住居手当	はね返し分※
△871円	△87円	△22円

※給料の月額を算定基礎とする
諸手当の額の影響分

(4) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合（3.97月）と概ね均衡しているため、改定を行わない。

（現行3.95月分）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
23年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.9月	2.05月	3.95月

(7) 改定の実施時期等

- 勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- 平成23年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずる。

ウ 給与構造改革に伴う経過措置額

人事院は、給与構造改革における経過措置額を平成24年4月から段階的に廃止し、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復することとしています。

本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、定年の引上げを見据えた対応が必要であることから、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、人事院勧告による国の措置に準じた取組を実施することが適当であると判断しました。

エ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

(7) 人材の確保

職員採用Ⅰ種試験で一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、優秀な人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について検討を進めていくこと。

(イ) 女性職員の登用の拡大

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要があること。

(ウ) 人事評価制度の充実

国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要があること。

(エ) 高齢期の雇用問題

平成23年人事院勧告において、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出がなされたところであり、定年延長に伴う人事・給与制度の見直しに向けた検討を早期に進める必要があること。

(オ) 地方公務員の労働基本権問題

平成23年6月に総務省から、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が示されたが、その内容は、人事委員会勧告制度を廃止し、労使で団体交渉を通じて勤務条件を決定する仕組みを構築するものであり、今後もその動向を注視していく必要があること。

(カ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、各任命権者において管理職員に対しその徹底を指示しているところであるが、管理職員にあっては、平成23年は台風12号による災害等の影響で例年よりも超過勤務が増加していることから、適切な業務配分や職員の健康管理について留意する必要があること。職員一人ひとりにおいても、自らの業務遂行の手順等の改善を常に心がける必要があること。

年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要があること。

b 両立支援の推進

育児休業、短期の介護休業などの制度が有効に活用されるよう職員に対し周知を図るとともに、職員にとってこれらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていく必要があること。次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画への取組に当たっては、育児休業の取得率の向上等、引き続き、目標の達成に向けて取り組んでいく必要があること。

c 心の健康づくりの推進

メンタルヘルス相談等、様々な取組が行われているが、引き続きこれらの取組を推進していく必要があること。また、職員の円滑な職場復帰を支援するための職場復帰支援制度についても、引き続きその充実に努めていく必要があること。

(2) 報告資料
ア 職員の給与
イ 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会				人事委員会	警察本部長	海区漁業調整委員会
		平成22年4月					本庁等	県立学校	市町村立小・中学校				
		人	増減										
全		15,095	△ 145	3,488	30	16	312	2,905	5,868	12	2,463	1	
行政職		3,811	△ 30	2,970	30	16	289	189	-	12	304	1	
研究職		196	5	180	-	-	-	-	-	-	16	-	
医療職(1)		28	2	28	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(2)		107	1	98	-	-	-	9	-	-	-	-	
医療職(3)		210	0	210	-	-	-	-	-	-	-	-	
学校栄養職員		55	△ 3	-	-	-	-	-	55	-	-	-	
学校事務職員		330	△ 11	-	-	-	-	-	330	-	-	-	
計		4,737	△ 36	3,486	30	16	289	198	385	12	320	1	
高等学校等教育職員		2,653	1	-	-	-	-	2,653	-	-	-	-	
県立中学校教育職員		54	1	-	-	-	-	54	-	-	-	-	
市町村立小・中学校等 教育職員		5,506	△ 102	-	-	-	23	-	5,483	-	-	-	
計		8,213	△ 100	-	-	-	23	2,707	5,483	-	-	-	
警察官		2,143	△ 9	-	-	-	-	-	-	-	2,143	-	
特定任期付職員		1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定業務等従事任期付職員 医療職(1)		1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定業務等従事任期付職員 医療職(2)		0	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(エ)の表までについて同じ。)
2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ4人及び1人含んでいる。
3 一般任期付職員、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員については、(イ)の表から(エ)の表までの集計から除いている。

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	15,088	44.0	20.3
一般職員	行政職	3,807	42.7	19.1
	研究職	195	41.9	16.2
	医療職(1)	28	41.9	8.4
	医療職(2)	107	42.2	16.3
	医療職(3)	210	45.6	19.1
	学校栄養職員	55	41.1	17.4
	学校事務職員	330	44.6	24.5
	計	4,732	42.9	19.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,653	45.0	20.4
	県立中学校教育職員	54	42.6	17.9
	市町村立小・中学校等教育職員	5,506	46.5	22.6
	計	8,213	46.0	21.9
	警察官	2,143	39.2	17.0
平成22年4月 全		15,234	44.2	20.5

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	76.3	11.1	12.5	0.1	62.7	37.3
一般職員	行政職	100.0	72.9	9.9	17.0	0.2	80.2	19.8
	研究職	100.0	93.3	4.1	2.6	-	85.1	14.9
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
	医療職(2)	100.0	72.9	27.1	-	-	62.6	37.4
	医療職(3)	100.0	33.3	44.3	22.4	-	33.3	66.7
	学校栄養職員	100.0	49.1	50.9	-	-	1.8	98.2
	学校事務職員	100.0	2.1	41.2	56.7	-	26.7	73.3
	計	100.0	66.9	14.2	18.8	0.1	73.3	26.7
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	93.6	5.5	0.9	-	57.7	42.3
	県立中学校教育職員	100.0	92.6	7.4	-	-	55.6	44.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	84.9	15.0	0.1	-	43.8	56.2
	計	100.0	87.8	11.9	0.3	-	48.4	51.6
警察官		100.0	53.2	0.9	45.4	0.5	94.3	5.7
平成22年4月 全		100.0	75.7	11.3	12.8	0.2	62.9	37.1

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
	全	円 365,341 (366,304)	円 10,304	円 6,428	円 382,073 (383,036)	円 12,457	円 394,530 (395,493)
一般職員	行政職	337,791 (339,115)	12,826	9,299	359,916 (361,240)	14,956	374,872 (376,196)
	研究職	347,031 (348,141)	12,736	5,880	365,647 (366,757)	15,380	381,027 (382,137)
	医療職(1)	411,472 (415,896)	9,911	68,670	490,053 (494,477)	378,629	868,682 (873,106)
	医療職(2)	328,521 (328,770)	9,991	3,818	342,330 (342,579)	7,223	349,553 (349,802)
	医療職(3)	360,302 (360,477)	8,850	1,222	370,374 (370,549)	4,379	374,753 (374,928)
	学校栄養職員	315,471 (315,471)	2,255	3,108	320,834 (320,834)	4,469	325,303 (325,303)
	学校事務職員	346,202 (346,202)	5,836	2,736	354,774 (354,774)	5,347	360,121 (360,121)
	計	339,724 (340,875)	11,954	8,497	360,175 (361,326)	15,688	375,863 (377,014)
教育職員	高等学校等教育職員	392,855 (393,382)	9,816	6,157	408,828 (409,355)	8,493	417,321 (417,848)
	県立中学校教育職員	375,766 (376,567)	11,926	7,476	395,168 (395,969)	10,778	405,946 (406,747)
	市町村立小・中学校等 教育職員	390,895 (392,135)	7,909	4,150	402,954 (404,194)	12,459	415,413 (416,653)
	計	391,429 (392,437)	8,551	4,820	404,800 (405,808)	11,167	415,967 (416,975)
	警察官	321,923 (322,298)	13,380	8,020	343,323 (343,698)	10,270	353,593 (353,968)
平成22年4月 全		368,118 (369,069)	10,580	6,418	385,116 (386,067)	12,206	397,322 (398,273)

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成23年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(9)）に分類された232事業所

(7) 漁業 (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業 (ウ) 建設業 (エ) 製造業 (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業 (カ) 情報通信業 (キ) 運輸業、郵便業 (ク) 卸売業、小売業 (ケ) 金融業、保険業 (コ) 不動産業、物品賃貸業	(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
---	---

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係289人（行政職に相当する調査実人員206人）、初任給関係以外の調査職種4,926人（行政職に相当する調査実人員3,717人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は12,852人であり、行政職に相当するものは、8,356人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	6	6	8	30	58	40	51	17
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	6	-	1	1	-	4	4	1	1
製造業	48	5	2	3	12	26	11	24	13
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、 運輸業、郵便業	25	-	2	2	6	15	12	10	3
卸売業、小売業	7	-	1	-	3	3	4	3	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	8	-	-	-	2	6	5	3	-
教育、学習支援業、医 療、福祉、サービス業	14	1	-	2	7	4	4	10	-

(注)1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能等の事業所が10事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	規 模		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	195,213	200,723	189,828	※ 166,949
	短大卒	182,737	184,398	※ 168,667	X
	高校卒	155,038	157,063	156,268	151,449

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から初任給を「X」としている。
- 5 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

(エ) 職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
			円	円	円		
事務 技 術 関 係 種	支店長	7	53.3	764,840	-	764,840	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	52.4	768,109	-	768,109	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	55.3	758,324	-	758,324	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	7	54.2	582,279	800	581,479	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	54.8	696,119	-	696,119	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	53.9	531,813	1,154	530,659	
	事務部長	105	53.5	528,113	1,829	526,284	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	76	53.3	535,573	2,183	533,390	
	短大卒	6	52.2	549,401	-	549,401	
	高校卒	23	54.1	504,444	1,279	503,165	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	46	52.4	594,168	3,201	590,967	同 上
	大学卒	27	51.6	658,413	3,449	654,964	
	短大卒	7	57.2	593,893	4,970	588,923	
	高校卒	12	51.8	502,204	2,242	499,962	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	33	52.6	485,921	69	485,852	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職
大学卒	27	52.4	501,881	89	501,792		
短大卒	3	52.3	399,525	-	399,525		
高校卒	3	54.4	460,905	-	460,905		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	29	53.0	553,610	2,113	551,497	同 上	
大学卒	16	51.7	570,434	2,221	568,213		
短大卒	4	57.0	507,513	7,428	500,085		
高校卒	9	54.2	538,121	198	537,923		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	208	47.6	505,614	9,740	495,874	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	134	47.1	514,696	9,145	505,551		
短大卒	15	47.9	470,260	12,425	457,835		
高校卒	58	48.4	493,997	10,381	483,616		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術課長	189	48.6	555,315	17,893	537,422	同 上	
大学卒	85	46.0	583,275	2,936	580,339		
短大卒	25	52.5	523,201	3,132	520,069		
高校卒	78	49.7	541,129	34,163	506,966		
中学卒	1	X	X	X	X		

職種名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	105	47.8	465,897	35,792	430,105	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	54	44.4	463,162	14,765	448,397	
	短大卒	10	50.3	430,243	20,010	410,233	
	高校卒	41	51.3	476,818	64,271	412,547	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	127	47.0	494,571	15,793	478,778	同 上
	大学卒	69	44.4	502,607	14,811	487,796	
	短大卒	20	49.5	518,620	22,623	495,997	
	高校卒	38	50.4	468,412	14,106	454,306	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	240	44.2	408,485	35,480	373,005	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職
	大学卒	124	42.4	393,450	33,336	360,114	
	短大卒	22	44.5	358,276	20,666	337,610	
	高校卒	92	46.2	433,690	40,252	393,438	
	中学卒	2	51.0	598,460	90,880	507,580	
	技術係長	149	47.1	465,315	61,259	404,056	同 上
	大学卒	37	43.7	423,080	51,364	371,716	
	短大卒	19	43.3	496,662	70,222	426,440	
	高校卒	92	48.7	473,265	63,678	409,587	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務主任	213	39.0	366,907	48,711	318,196		
大学卒	121	36.6	354,005	51,738	302,267		
短大卒	43	42.0	388,288	46,119	342,169		
高校卒	47	42.0	375,770	42,387	333,383		
中学卒	2	44.0	453,265	94,305	358,960		
技術主任	151	44.5	438,157	77,944	360,213		
大学卒	42	40.4	425,036	90,246	334,790		
短大卒	22	39.4	381,862	85,815	296,047		
高校卒	87	47.0	455,269	71,852	383,417		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,151	36.1	296,962	31,355	265,607		
大学卒	513	33.1	288,393	32,866	255,527		
短大卒	202	37.7	288,450	22,995	265,455		
高校卒	429	38.5	309,785	33,087	276,698		
中学卒	7	54.6	363,519	59,164	304,355		
技術係員	957	37.9	380,656	65,090	315,566		
大学卒	301	32.9	345,594	62,561	283,033		
短大卒	119	39.2	414,242	79,339	334,903		
高校卒	533	39.7	387,707	62,613	325,094		
中学卒	4	46.4	288,070	39,439	248,631		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成23年4月分平均支給額をXとしている。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,219 円	374,872 円	347 円 (0.09%)
		376,196 円	△977 円 (△0.26%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。